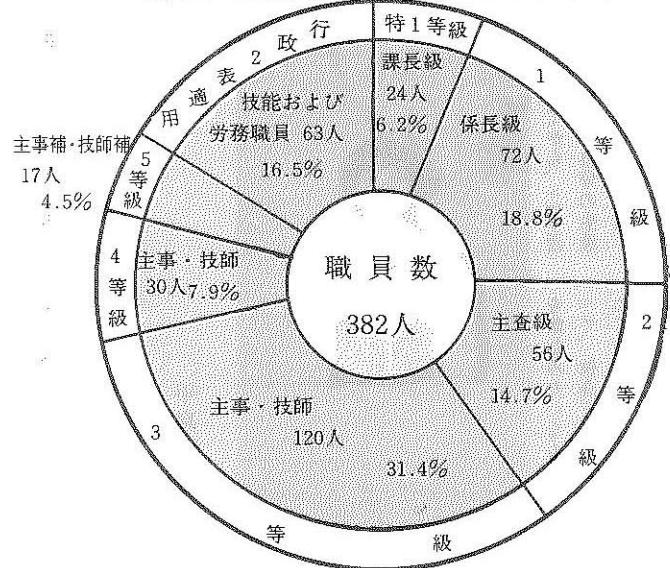




市職員の給与などを公表します

(6)等級別職員数の状況(57.4.1.現在)



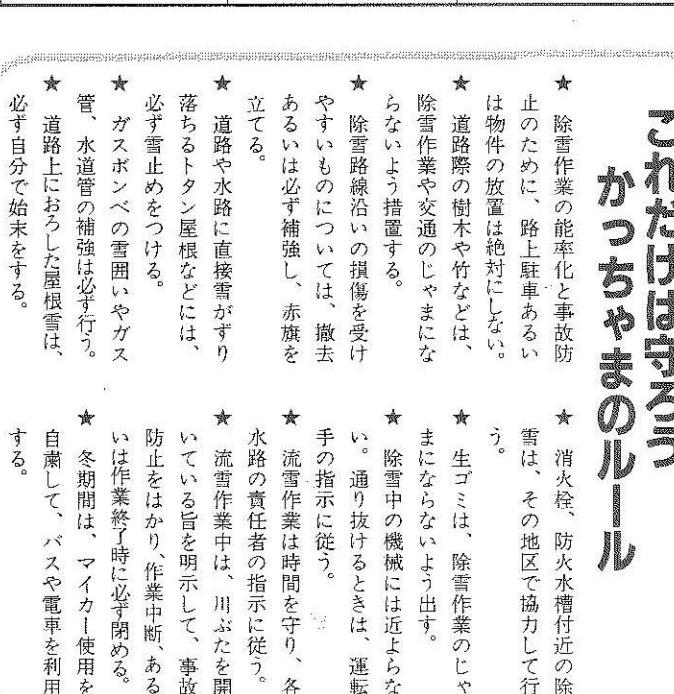
(7)職員手当の状況

区分	職員数A	退職手当			1人当たり(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
6月期	1.4月分	0.5月分	(支給率)自己都合	勤奨	
最高限度額	60.0月分	67.5675月分			
勤続20年	21.0月分	30.7125月分			
12月期	1.9月分	0.6月分			
勤続30年	41.25月分	57.915月分			
3月期	0.5月分	一月分			
勤続35年	48.125月分	67.5675月分			
計	3.8月分	1.1月分	昭和56年度の 1人当たり 平均支給額	122千円	13,904千円

(注) 右の手当の支給率は国家公務員の場合と同じです。

(8)特別職の報酬等の状況(57年4月1日現在)

区分	給料報酬月額	期末手当			1人当たり(B/A)
		57年度支給割合	6月期	12月期	
市長	580,000円	1.4月分	1.4月分	1.9月分	
助役	475,000	0.5月分	21.0月分	41.25月分	
収入役	420,000			57.915月分	
教育長	380,000			48.125月分	
議長	260,000				上記と同じ
副議長	225,000				
議員	205,000				



(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出額A	人件費B	人件費率(B/A)
56年度	31,275人	6,819,911 千円	1,618,881 千円	23.7 %

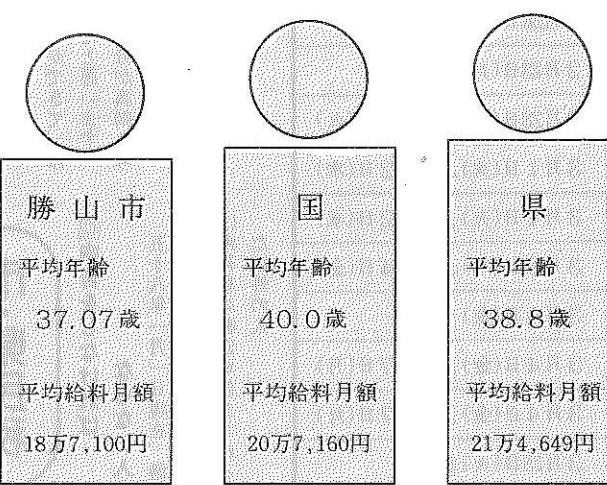
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2)職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数A	給与費			1人当たり(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
57年度	341人	756,836 千円	428,821 千円	315,540 千円	4,402 千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。

(3)一般行政職員の平均給料月額および平均年齢の状況(57.4.1.現在)



(注) 一般行政職員とは、市の一般事務に従事している職員のことです。

(4)職員の初任給の状況(57年4月1日現在)

区分	勝山市		福井県および国	
	決定初任給	採用2年経過日給	初任給	採用2年経過日給
大学卒	98,200 円	106,900 円	101,900 円	112,600 円
高校卒	85,900 円	91,500 円	85,900 円	91,500 円

(5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(57年4月1日現在)

区分	経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
一般行政職	155,800 円	131,100 円	195,900 円	161,800 円	233,800 円	203,400 円

(注) 1. 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

クーリング・オフ制度

解約なら四日以内に

訪問販売などをめぐる取引を公正にし、消費者被害を防止するため、五十一年十二月に「訪問販売等に関する法律」が施行されました。これには、まず、販売業者が訪問販売を行うときには、氏名と商品の種類を告げなければなりません。次に、契約を結んだときには、販売価格や支払いの条件など一定の事項を記載した書面を渡さなければなりません。さらに、契約しても四日間以内であれば解約できるという「クリーリング・オフ制度」も規定されています。

- ① まず、販売業者の氏名または名称、商品の種類を聞く。
- ② その商品が必要かどうか、よく考えてから契約しよう。
- ③ 必要でなければ、勇気をもってつきりと断ろう。
- ④ 契約（または申し込み）をしたときは、一定事項を記載した書面が渡されることになります。読み、確認したあとで印鑑を押そう。
- ⑤ 現金販売のときは領収書が渡されるので、大切に保管を。

この制度は、契約の申し込みをした日、あるいは契約した日を含めて四日間以内であれば、電話ではダメで販売業者に届け

れば、申し込みの撤回や契約の解除ができます。

この場合、損害賠償とか違約金などを支払う必要はありません。それを返してもらうとともに、商品を受け取っている場合は、販売業者の負担で引き取ってもらることができます。
ただし、乗用車はこの制度の対象となるないほか、代金を全額支払ったとき、さらに化粧品などの消耗品で一部を使用してしまった場合もこの制度は適用されないので、注意が必要です。
クーリング・オフ期間を経過すると、業者との交渉がむずかしくなるため、解約はなかなか困難なのが現状です。
訪問販売のセールスマントークンが訪ねてきたら、次のことに心がけてください。
① まず、販売業者の氏名または名称、商品の種類を聞く。
② その商品が必要かどうか、よく考えてから契約しよう。
③ 必要でなければ、勇気をもってつきりと断ろう。
④ 契約（または申し込み）をしたときは、一定事項を記載した書面が渡されることになります。読み、確認したあとで印鑑を押そう。

この制度は、損害賠償とか違約金などを支払う必要はありません。それを返してもらうとともに、商品を受け取っている場合は、販売業者の負担で引き取ってもらることができます。
ただし、乗用車はこの制度の対象となるないほか、代金を全額支払ったとき、さらに化粧品などの消耗品で一部を使用してしまった場合もこの制度は適用されないので、注意が必要です。
クーリング・オフ期間を経過すると、業者との交渉がむずかしくなるため、解約はなかなか困難なのが現状です。
訪問販売のセールスマントークンが訪ねてきたら、次のことに心がけてください。
① まず、販売業者の氏名または名称、商品の種類を聞く。
② その商品が必要かどうか、よく考えてから契約しよう。
③ 必要でなければ、勇気をもってつきりと断ろう。
④ 契約（または申し込み）をしたときは、一定事項を記載した書面が渡されることになります。読み、確認したあとで印鑑を押そう。

